

## 1. 目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

仙台市立鶴谷特別支援学校（以下「本校」という。）においては、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、いじめの防止と対策などに当たってきたところである。

このたび、いじめ防止推進対策法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）の施行を受けて、本校においては、法第 13 条の規定に基づき、「仙台市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）を踏まえて、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として、「仙台市立鶴谷特別支援学校いじめ防止基本方針」をここに策定し、いじめの防止に当たる。

## 2. 基本的考え方

### （1）いじめの防止等の対策に関する基本理念

本校においては、法第 3 条に規定されている基本理念を踏まえ、いじめの防止等の対策に、教職員一丸となって取り組んでいく。

〈いじめの防止等に関する基本理念〉（法第 3 条より）

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### （2）いじめの定義

〈いじめの定義〉（法第 2 条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

上記のいじめの定義を踏まえ、いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうるものであるとの認識をもって、対応に当たる。

### （3）いじめの防止等に関する基本的考え方

本校においては、市基本方針に基づきながら、特に次のようなことに留意して、いじめの防止等のために、学校教職員が一丸となって、家庭や地域、関係機関等との連携の下、取り組むものとする。

### ① いじめの防止

いじめのない学校づくりの基盤となるものは、児童・生徒一人一人が、命の大切さを学び、他を思いやる心を持ち、「いじめは絶対に許されない」という認識を持つことである。そのためには、本校では学校生活の中で学校教育活動全体を通じた計画的な指導を行うとともに、いじめの問題を児童・生徒自身が考える機会を個に応じた設けることや、児童・生徒のいじめをなくそうとする思いや行動を支援していくことが重要である。

また、教職員一人一人が、インターネットなどによるいじめや障害のある児童・生徒がいじめの当事者である場合などを含めて、いじめの問題の特性を十分理解したうえで、適切に対処できるよう、計画的な研修を実施し、教職員の資質の向上を図ることも必要である。

### ② いじめの早期発見

「いじめはどの学校でも、どの児童・生徒にも起こりうるもの」との認識の下、全教職員が児童・生徒の日常的な観察を丁寧に行い、いじめの兆候やサインを見逃さないようにする必要がある。さらには、日頃から、児童・生徒や保護者が相談しやすい体制を作り、その積極的な周知を図るとともに、全市一斉の「いじめ実態把握調査」や必要に応じて全学年での面談による教育相談などを適時実施し、いじめの早期発見に当たることが重要である。

また、いじめの発見のための情報の集約化や組織的な把握のための校内体制づくりも不可決である。

### ③ いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員のみで対応せず、学部主事、生徒指導主事(いじめ対策専任付)、教頭を通じて校長へ報告し、学校対策委員会による情報共有の下、学校としての組織的な対応を行う。

いじめられた児童・生徒及びいじめた児童・生徒への対応は、特に次に掲げる点に留意しながら、個別・丁寧な指導を行うとともに、双方の保護者にも十分説明のうえ、適切な連携を図ることが不可欠である。

なお、いじめが一旦解決したと思われる場合でも、いじめが教職員の見えないところで続いていることや、解決はしたが、児童・生徒の心のケアが必要なケースもあると考えられることから、注意して継続的に見守り、必要な対応・指導を行うこと、さらには、進級などによる引継ぎも適切に行っていくことが大切である。

- いじめられた児童・生徒に対しては、必ず守り通すという姿勢を明確にして、児童・生徒の心の安定を図りながら対応することを基本とする。
- いじめた児童・生徒には、いじめられた児童・生徒の苦痛を理解させ、いじめが人間として行ってはいけない行為であることが自覚できるように個に応じた指導する。

#### ④家庭や地域との連携

いじめをなくしていくためには、学校内外における取組が必要であり、いじめの問題に関する共通理解の下、家庭や地域との緊密な連携が不可欠である。

#### ⑤関係機関との連携

いじめの防止や早期発見などのためには、地域の関係施設・関係機関との連携が重要である。特に本校においては、福祉サービス施設や医療機関等とも協力・連絡体制を取って、取組を進めていく。

### 3. いじめの防止等のための対策の内容

#### (1) いじめの防止等の対策のための組織

##### ① 仙台市立鶴谷特別支援学校いじめ防止等対策委員会

本校においては、法第22条に基づき、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、「仙台市立鶴谷特別支援学校いじめ防止等対策委員会」（以下「本校対策委員会」という。）を設置する。

委員会の構成は、基本的に、校長、第1教頭、第2教頭、主幹教諭、教務部長、教務副部長、生徒指導部長（いじめ対策専任付）、支援部長（特別支援教育コーディネーター）、各学部主事、養護教諭、スクールカウンセラーによるものとし、具体的には、校長が実情に応じて、毎年度、委員を任命する。

なお、内容や案件によって、校長は、他の必要な教職員や学校関係者等の出席を求めることができる。

本校対策委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- ア. 学校基本方針に基づく実施計画、マニュアル、チェックリスト等の作成又は承認
- イ. いじめの防止等の対策のための各年度の取組の企画・実施又は承認、実施結果の点検・評価
- ウ. いじめの相談体制や情報共有体制に関する各年度の体制の確認
- エ. いじめの事案が発生した場合の対処（事実関係調査、対応や指導等の方針決定など）
- オ. その他いじめの防止等に関する重要事項

##### ② 仙台市立鶴谷特別支援学校いじめ調査委員会（いじめの重大事態発生の場合の調査組織）

法第28条第1項に定めるいじめの重大事態が発生し、市教育委員会より、学校が主体となった調査を行うように指示があった場合には、校長は、「仙台市立鶴谷特別支援学校いじめ防止等対策委員会」を母体にし、学校評議員、PTA会長、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、「仙台市立鶴谷特別支援学校いじめ調査委員会」を設置して調査を行う。

具体的には、あらかじめ校長が「仙台市立鶴谷特別支援学校いじめ調査委員会設置要項」を定めて置き、対象事案が発生した場合には、委員を任命し、迅速に対応する。

## (2) いじめの防止等に関する取組

### ① いじめの防止

- いじめについて児童・生徒自らが考える機会とすることを目的として、例年5・11月の「いじめ防止『きずな』キャンペーン」期間中の自主的な取組について、しらかば生徒会による活動を促し支援する。
- 児童・生徒がいじめに向かわない心や態度の育成のために、「いのちを大切にし、お互いの人格を尊重すること」を目標として、学校生活の中で個に応じた方法で指導し、学校全体で取り組む。  
なお、実施に当たっては、各学部の年間指導計画に位置付けを行い、計画的に取り組むものとする。
- いじめの防止等の対策に係る教職員の資質の向上を図るため、市教育委員会主催等の会議及び研修会に積極的に参加する。
- いじめ防止に対する研鑽を深めるために、教職員対象の研修を適宜実施するものとする。

### ② いじめの早期発見

- いじめの相談は全教員により対応するものとするが、相談体制としては、特に次に掲げるものを基本とする。具体的には、毎年度、校長が学校の状況を踏まえて決定し、児童・生徒、保護者等に周知を図る。  
児童・生徒からの相談  
＝担任、養護教諭、スクールカウンセラー、  
保護者、地域住民からの相談  
＝第2教頭、支援部長、生徒指導主事(いじめ対策専任付)、担任
- いじめを含む学校生活上の不安や課題などを把握するため、定期的に行っている面談を利用する。また、連絡帳を活用し必要に応じて保護者との面談を実施する。
- いじめのアンケートについては、本校の障害特性を踏まえて、年2回(5月・12月)学級担任を対象として実施する。また、保護者に対しては11月に行われる全市一斉のいじめアンケートの時に本校独自の質問項目を加えて実施する。
- いじめの情報を把握した場合の情報の集約化、いじめの発見・把握のための注意事項など、いじめの把握・管理に係る校内体制の整備を行う。

### ③ いじめへの対処

- 事実確認の調査，その後の対応，改善指導など，本校としてのいじめに対する対処に当たっては，個々の事案の内容を踏まえて，学校対策委員会を中心に，適切に対応する。
- いじめの問題に関する指導記録を作成のうえ，進級に当たっての校内での情報共有を図るとともに，転校や進学に当たっては，個人情報にも留意しながら，適切な引継ぎに努める。

### ④ 家庭や地域との連携

- PTA総会の折に，インターネットやメール等を利用したいじめの防止に関する理解・啓発を図る。いじめをなくしていくためには学校内外における取組が必要であり，いじめの問題に関する共通理解の下，家庭や地域との緊密な連携する。

### ⑤ 関係機関との連携

- いじめを含めた児童・生徒の非行や問題行動などの未然防止，早期発見を図るため，福祉サービス団体や医療機関等との協働により取り組む。

## (3) 重大事態への対処

### ① 重大事態の意味

いじめの重大事態については，法第28条第1項に，次に掲げる場合として，以下の規定がある。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

また，この場合の例として，

- 児童生徒が自死を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などが考えられる。

### ② 重大事態の発生と調査

重大事態が発生した場合には，直ちに，市教育委員会に報告する。

法第28条第1項によれば，重大事態が発生した場合には，学校が主体となって調査を行う場合と，学校の設置者として市教育委員会が主体となって調査を行う場合とが考えられ，その判断は市教育委員会が行うこととなっている。

したがって，市教育委員会からの指示により，学校が主体となって調査を行う場合は，校長が「学校いじめ調査委員会」を設置して，適切に取り組む。また，市教育委員会が主体となっ

て調査を行う場合には、その調査に協力する。

**参考《重大事態の調査主体と調査組織》 市基本方針より**

(a) 学校が主体となって調査を行う場合

〔対象事案〕

- いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合
- いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

〔調査組織〕

学校に設置の「学校いじめ防止等対策委員会」を母体として、学校評議員、PTA役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、学校長が調査組織である「学校いじめ調査委員会」を設置する。

(b) 学校の設置者が主体となって調査を行う場合

〔対象事案〕

- 学校が主体となって調査を行う場合以外の事案

ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合には、学校の設置者が主体となって調査を行うものとする。

〔調査組織〕

専門的な知識及び経験を有する第三者による構成によって、条例によりあらかじめ設置される市教育委員会の附属機関を調査組織とする。

**③ 調査結果の提供及び報告**

学校は、「学校いじめ調査委員会」の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供に当たっては、他の児童・生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

また、調査結果については、学校が市教育委員会に報告し、市教育委員会が市長に報告する。